

# 自然共生サイトの登録について

## 環境政策課

### 自然共生サイト制度の概要

#### ◆自然共生サイトとは

◎民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

→令和5年度から「自然共生サイト」として環境省から認定される制度が開始

◎令和7年4月から「地域生物多様性増進法※」が施行

→「自然共生サイト」は同法に基づく認定制度として法制化

※地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

## 自然共生サイト制度の概要

### ◆OECMについて

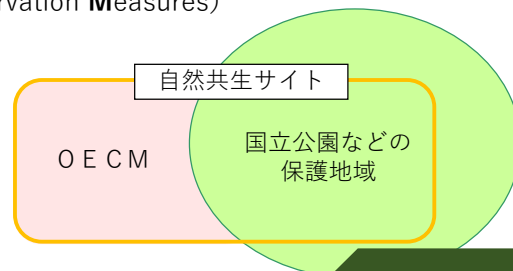
#### ◎OECM

→「自然共生サイト」に認定された区域のうち、国立公園などの保護地域以外の区域については、「OECM」として国際データベースに登録

**OECM** (Other Effective area based Conservation Measures)

=保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

※OECMとして登録されるのは「維持タイプ」の活動計画のみ



### ◆自然共生サイト認定数

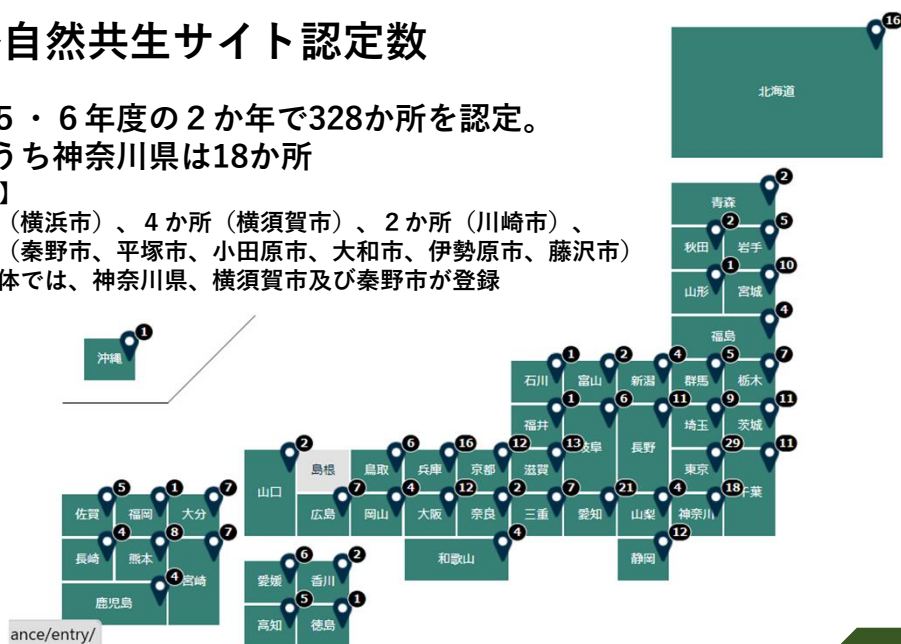
令和5・6年度の2か年で328か所を認定。

そのうち神奈川県は18か所

【内訳】

6か所（横浜市）、4か所（横須賀市）、2か所（川崎市）、  
1か所（秦野市、平塚市、小田原市、大和市、伊勢原市、藤沢市）

※自治体では、神奈川県、横須賀市及び秦野市が登録



## 自然共生サイト制度の概要

### ◆制度の概要

#### ◎認定の対象

特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する  
活動実施計画

#### ◎対象となる活動

- ①現状で豊かな生物多様性を維持する活動
- ②生物多様性を回復する活動
- ③生物多様性を創出する活動

## 自然共生サイト制度の概要

### ◆活動計画の認定

#### ◎増進活動実施計画

→企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する計画を作成し、主務大臣が認定します。

#### ◎連携増進活動実施計画

→市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を計画し、主務大臣が認定します。認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できます。

#### ◎共通事項

→計画には、活動の内容、区域、目標、実施体制等を記載する。（略）

## 自然共生サイト制度の概要

### ◆維持・回復・創出の考え方

#### 維持

- ・既に良好な生物多様性が存在する場を維持すること。
- ・後述のとおり、自然共生サイトの認定基準における生物多様性の価値1～9に該当するものとする。
- ・維持タイプで認定された活動計画の実施区域については、OECMとして国際データベースに登録していく。

#### 回復

- ・過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復すること。
- ・具体的には、管理放棄地の再生や手が入っていない二次林の再生等が該当する。
- ・荒廃農地における湿地の造成や森林の再生、失われたサンゴ礁の造成等についても、過去に失われた生態系が回復するものとして、回復タイプとして整理する。

#### 創出

- ・現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出すること。
- ・具体的には、現況がアスファルトや更地等になっているような開発跡地や埋立地等において、生物多様性を創出する活動が該当する。

6

## 自然共生サイト制度の概要

### ◆生物多様性の価値に関する基準

- (1) 公的機関等に生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
- (2) 原生的な自然生態系が存する場
- (3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
- (4) 生態系サービスを提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
- (5) 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場
- (6) 希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
- (7) 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
- (8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場
- (9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連結性を高める機能を有する場

7

## 自然共生サイト制度の概要

### ◆市内の候補地

#### ◎こどもの森公園

多くの生き物に恵まれた自然環境や里山があることや、公園内で活動する「こどもの森クラブ」が自然体験を通じて子どもたちを育てる取組を推進していることから、有力な候補地として検討中。

#### ◎企業や大学と連携した連携申請

市内企業や大学と連携することで、互いの知見を始めとする様々な資源を活用し、官民を超えたエリアで生態系の保全を図るとともに、他の企業等への波及を目指す。

## 自然共生サイト制度の概要

### ◆登録によるメリット

- ◎生態系の保全及び回復について「具体的な取組」の推進
- ◎「生物多様性のシンボル」として効果的な普及啓発
- ◎認定を受けた場所の「付加価値」の向上
- ◎「シビックプライド」の醸成 など

## 自然共生サイト制度の概要

### ◆登録に向けた課題

- ◎公園内の生物の生息状況及び経年変化の把握
- ◎生態系を維持するための体制の整備
- ◎企業や大学等との連携における具体的な取組

上記課題の解決に向けて、市内の様々な主体と連携し、令和7年度中の登録を目指します。